株式会社24時間過信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46 TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444 17_年 9_{月号}

あなたものかで情報通! 長根 日本日グーションペーパー



台風がもっとも多く上陸する月は9月

| 年 | 1月~5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月~12月 | 年間 |
|------|-------|----|----|----|----|-----|---------|----|
| 2016 | | | | 4 | 2 | | | 6 |
| 2015 | | | 2 | 1 | 1 | | | 4 |
| 2014 | | | 1 | 1 | | 2 | | 4 |
| 2013 | | | | | 2 | | | 2 |
| 2012 | | 1 | | | 1 | | | 2 |
| 2011 | | | 1 | | 2 | | | 3 |
| 2010 | | | | 1 | 1 | | | 2 |
| 2009 | | | | | | 1 | | 1 |
| 2008 | | | | | | | | 0 |
| 2007 | | | 1 | 1 | 1 | | | 3 |
| 合計 | 0 | 1 | 5 | 8 | 10 | 3 | 0 | 27 |

「台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、それらの災害に対処する心構えを 準備するためとして、昭和35年(1960年)に内閣の閣議了解により9月1日は「防災の日」制定さ れました。

9月1日という日付は、大正12年(1923年)9月1日に発生し、10万人以上の死者・行方不明者を 出した『関東大震災』に由来しています。

また、気象庁の「気象統計情報」によると、台風の接近・上陸は8月から9月にかけて多く、制定の前年である昭和34年(1959年)9月には、5,000人を超える死者・行方不明者を出した『伊勢湾台風(昭和34年台風15号)』が襲来しました。このことからも、この時期は防災について考えるいい機会と言えるでしょう。」ということで、次頁から災害起こった場合の避難の種類について解説します。 (総務省・統計局、なるほど統計学園・親しむ・今日は何の日より)

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46 TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444 17_年 9_{月号}

あなたものかとりかで情報通! できた コミュニションペーパー





| 避難の種類 | 拘束力 |
|---------------|-----|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | 弱 |
| 避難勧告 | 中 |
| 避難指示(緊急) | 強 |

市区町村の首長が災害の発生時等において 「避難準備」「避難勧告」「避難指示」を発令す る場合があります。

その内容について知っていますか? 避難発令は自主判断で避難するのでしょうか? それとも強制力がある避難なのでしょうか? 上記避難の種類についてその内容と自主判断 か強制かを以下に調べて報告します。

●避難準備・高齢者等避難開始

「避難準備」は、これから災害の状況によっては「避難勧告」や「避難指示」をだすかもしれないから避難の準備をしましょうと市区町村の首長が発令するものです。

なかでも、一人では避難できない高齢者や要援護者などの「災害弱者」は、この発令で避難 を始めなければなりません。

●発令時の状況

- ・要援護者など、特に避難行動に時間を必要と する方は、計画された避難場所への避難行動 を開始します。
- ・要援護者など以外の方は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始します。
- 要援護者とは……

以下に該当する災害時の支援を必要とする方です。

- ・ひとり暮らし高齢者or高齢者のみの世帯。
- ・要介護3以上の判定を受けている方。
- ・身体障害者手帳の等級が1級または2級の方。
- ・療育手帳の区分がAの判定を受けた方。

これらの方は強制的に避難を始めなければな りません。

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46 TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444 17_年 9_{月号}

あなたものかとりかで情報通! できた コミューションペーパー





●避難勧告

「勧告」という言葉の意味は「ある原因、理由があるから行動してください」といことです。

ですから「避難勧告」は避難を勧め、促すものです。半強制力があります。

「避難勧告」は災害による被害が予想され、 人的被害が発生する可能性が高まった場合に 首長が発令するものです。災害地域の居住者に 立ち退きを勧め促します。

●発令時の状況

- ・人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況です。
- ・通常の避難行動ができる方が避難行動を開始 しなければならない段階です。

●居住者がとらなければならない行動

・「避難勧告」が発令されたら指定された避難 場所等へ避難開始しなければなりません。



●避難指示 (緊急)

災害が発生し、状況 がさらに悪化すると 発令されます。人的 被害の危険性が非常

に高まった場合に発令されます。

「避難勧告」よりも拘束力が強くなり、強制力があります。

●発令時の状況

- ・土砂崩れや、堤防決壊など人的被害が起こる 前兆とみられる現象の発生や切迫した状況 になった場合に発令されます。
- ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況の場合に発令されます。
- ・河川が氾濫する堤防の近隣地域など地域の特性等から人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況の場合に発令されます。

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46 TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444 17_年 9_{月号}

あなたものかとりかで情報通! できる コミュニションペーパー



自分で行う災害への備え

気象庁ホーム・ページの自分で行う災害への備えより



●家の外の備え

- 窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強します。
- ・側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておきます。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないよう固定し たり、家の中へ格納します。

●家の中の備え

・ 非常用品の確認

懐中電灯、携帯用ラジオ(乾電池)、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、 貴重品など

・室内からの安全対策

飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておきます。

・水の確保

断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に 水を張るなどして生活用水を確保します。

●避難場所の確認など

- ・学校や公民館など、避難場所として指定されている場所への避難経路を確認します。
- ・普段から家族で避難場所や連絡方法などを話 し合っておきます。
- ・避難するときは、持ち物を最小限にして、両 手が使えるようにしておきます。

●非常持ち出し品を用意しましょう。

- ・リュックサック
- ・飲料水、乾パンやクラッカーなど、レトルト 食品、缶詰、粉ミルク、哺乳ビンなど
- ・救急医薬品、常備薬、マスク、紙おむつ、生 理用品
- ・現金(小銭も)、預金通帳など、印鑑、健康保険証など、身分証明書
- ・下着、タオル、寝袋、雨具、軍手、靴
- ・ナイフ、缶切、鍋や水筒、懐中電灯、ラジオ、電池、ロープ、マッチやライター、使い捨てのカイロ、ティッシュなど、筆記用具、ごみ袋、防災頭巾やヘルメット、予備の眼鏡など、地図